タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和3年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社斜里ハイヤー（法人番号５４６０３０１００３３８６）代表者木村秀基	北海道斜里郡斜里町本町３９番地１号	本社営業所	北海道斜里郡斜里町青葉町２７番地１６	R3.11.25	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項　他４件	令和３年１０月２６日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第３項、第４項）、（３）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（４）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（５）運転者証の返納義務違反（タクシー業務適正化特別措置法第１６条第１項、第２項）	０	０
	以下余白									